

議案第42号

専決処分の承認を求めるについて

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年里庄町条例第12号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、これを報告し、承認を求める。

平成30年8月20日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専決第4号

専 決 処 分 書

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成30年8月6日

里庄町長 加藤 泰



理 由

介護保険料に係る徴収猶予制度の整備を行うことで、平成30年7月豪雨による災害被害者の支援を図るために、所要の改正を行う必要がある。

この条例はその性質上、速やかに施行する必要があり議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年8月 日公布
里庄町条例第 号

里庄町介護保険条例の一部を改正する条例

里庄町介護保険条例（平成12年里庄町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（保険料の徴収猶予）

第10条の2 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、保険料の納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間に限り徴収猶予することができる。

- (1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
 - (2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
 - (3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
 - (4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作又は不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。
- 2 前項の申請をする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。
- (1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号
 - (2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月
 - (3) 徴収猶予を必要とする理由

附 則

この条例は、公布の日から施行する。